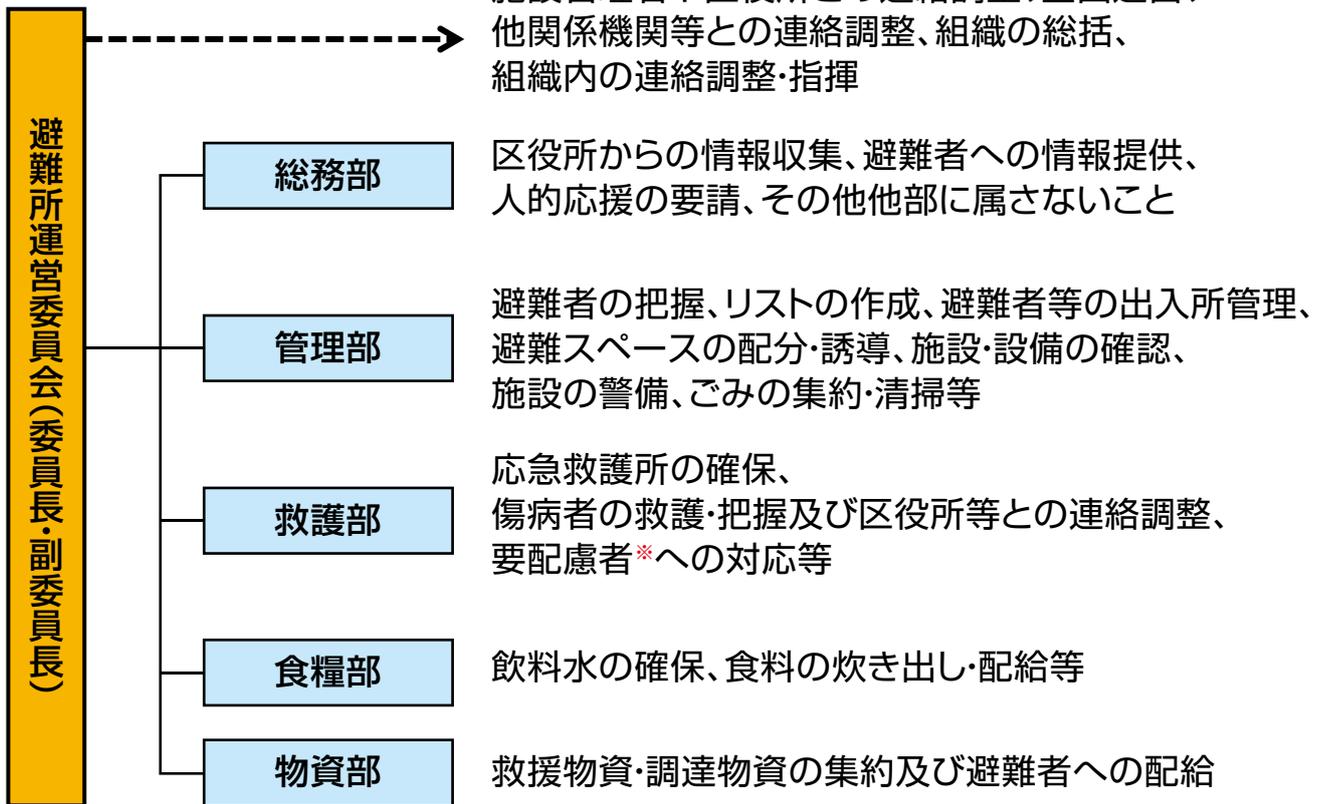


(4) 避難所運営委員会の組織図・役割



(5) 災害時避難所について

発災時、避難所は配置図案を参考に本部・救護所などを置き、避難所運営委員会で配置（部屋割り）を決めた部屋に避難住民を誘導する。
また、部屋割りに関しては要配慮者^{*}、女性への配慮を考える。

○要配慮者^{*}： ●福祉避難室、場合により福祉避難所へ

○女性への配慮： ●仮設トイレ(女性用)
●女性更衣室
●女性用物資保管庫
●女性用物干し場 など



^{*}要配慮者とは…高齢者、障がい者(家族の方を含む)、乳幼児・妊産婦(家族や保護者を含む)、外国人など災害時に配慮を要する方

5. 自主防災組織及び個人の日頃の取り組みと発災時の行動

(1) 日頃の取り組み

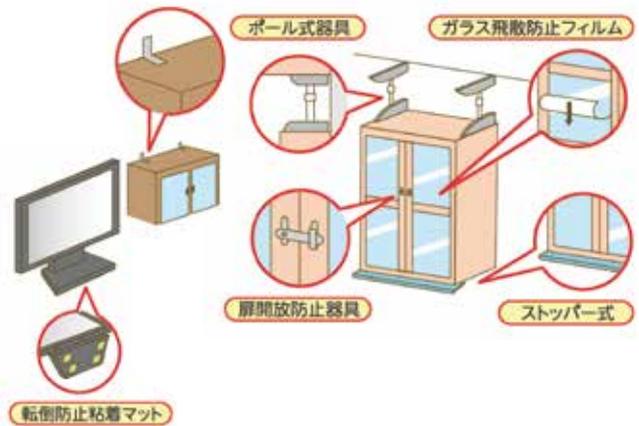
各家庭で、以下の取り組みをしていただくように、各町会で啓発・推進する。

① 出火防止

- ・火災が発生しても素早く対処できるよう消火器などを準備しておく。
- ・家庭から火を出さないように心がけ、初期消火訓練を実施する。

② 家具転倒防止器具の取り付け促進

- ・安全対策として、家具の設置場所の変更や転倒防止器具取り付け等の呼び掛けをする。



(2) 災害時の取り組み

① 地震災害の発生当初の行動

津波を伴う地震から身を守る

- 1 自分の身体を守る**
家具や天井の下敷きにならないよう、丈夫なもので身体を保護しよう。
- 2 地震の揺れの程度で自己判断しない**
テレビ・ラジオ・インターネットで情報をできるだけ早く確認し、冷静に行動しましょう。
- 3 早く、高いところに避難**
揺れが小さくても津波が起こることがあります。小さい揺れであっても津波が来るとわかれば、「より早く」、「より高く」逃げましょう。また、浸水が始まってしまった場合は一刻を争います。「遠く」よりも「高い」場所に避難しましょう。近くのマンションやビルの3階以上に逃げ込むようにしましょう。
- 4 警報、注意報が解除されるまで避難**
津波は繰り返しおそってきます。警報、注意報が解除されるまで避難している高い場所にとどまりましょう。

② 水害等の災害の発生時の行動

大雨や台風等の風水害から身を守る

- 1 情報の収集**
テレビ・ラジオ・インターネットで情報(気象、災害)を収集しましょう。
- 2 避難の準備**
大雨や局地的豪雨による水害、河川の氾濫が危ぶまれるとき、または「避難準備情報」が発令されたときは、避難の準備を早めに済ませましょう。
- 3 避難の開始**
「避難準備情報」が発令されたら、避難に時間を要する高齢者等は、早めの避難を開始しましょう。「避難勧告」「避難指示」発令時は落ち着いて直ちに適切な避難場所へ避難しましょう。
- 4 無理をせず避難**
夜間や風雨が激しい時または、避難行動に不安がある場合は無理をせず、2階以上の安全な場所に避難しましょう。